

貞明皇后蚕糸記念事業規程

第1条 この事業は貞明皇后の御遺旨を体し、蚕糸絹業に関する科学技術の研究及び発明を奨励支援し、これが振興を図り斯業の改良発達に資するため、この規程の定めるところによってこれを管理運営する。

第2条 この事業は、「貞明皇后蚕糸記念事業」と称し、蚕糸絹業各階層関係者が至情をもって行った醸金の総額を基金とする。

2 前項の外この事業に指定寄附せられた金額または適当と認める財産はこれを基金に編入しその増成を図るものとする。但し、必要と認めたときは前項基金とは別に、特別基金として別途管理運用できるものとする。

第3条 基金は寄付行為の定めにより会頭がこれを管理し、その方法は理事会の議決を経て会頭が別に定める。

第4条 この事業の経費は別途会計とし、基金の果実及びその他の収入をもって毎年度収支予算の定めるところによって施行し、その残余金は遂次翌年度経費へ繰越すものとする。

第5条 この事業は第1条に定める目的を達成するため毎年度次の事業を行う。

(1) 蚕糸絹に関する科学技術の研究及び発明・考案につき、斬新格別の成果を収め、さらにその応用または高度の成果を期待し得る俊英なる研究者又は優良な発明・考案をなしたる者に対する褒賞の贈与。

(2) 蚕糸絹に関する科学技術の研究及び発明の助長または奨励に必要な事項。

(3) 将来、蚕糸絹に関する科学技術の研究、発明に従事することを目的とし、その成績特に優秀なるものに対する育英貸出。

2 前項各号の事項は、当該年度における状況に応じその一部または全部を行わないことがある。

第6条 この事業に関する重要な事項は、理事会に諮りこれを行う。

第7条 この事業施行につき調査、選考その他必要な事項の審査を行うため委員会を設ける。

委員会の委員は蚕糸絹業関係者または学識経験者中から会頭がこれを委嘱する。

第8条 この事業施行に関する細別は委員会の議を経て別に会頭が定める。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月27日から施行する。